

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

山梨厚生年金 事案 632

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成13年4月から同年9月までは26万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年4月から同年9月までは、当初、26万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年4月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、24万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年4月から同年9月までを含む13年4月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払

われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、13年4月から同年9月までは26万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までは、当初、44万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って30万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、44万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても30万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは44万円、13年10月から14年9月までは30万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までを含む12年10月から14年9月までについて9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、平成13年10月支払いの給

与が 1 か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 29 日付け及び 14 年 10 月 7 日付けで行われた遡及訂正処理及び 13 年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは26万円、同年10月から14年9月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬額の記録について、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までは、当初、26万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って18万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、22万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても18万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは26万円、13年10月から14年9月までは18万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までを含む12年10月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認でき

る上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えることは難しく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは26万円、同年10月から14年9月までは22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から49年3月まで
昭和41年9月から49年3月までの国民年金保険料については、夫が納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、昭和50年7月15日に、国民年金改正法附則第18条による特例納付の勧奨が行われ、当該勧奨通知の記載内容から、この時点で、申立人の36年4月から49年3月までの国民年金保険料は未納となっていたことが推認できるとともに、このうち36年4月から38年2月までの保険料を特例納付していることが確認できるものの、申立期間のうち、当該特例納付が可能であった41年9月から48年3月までの保険料については、特例納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月17日に夫とともにA町において払い出されており、同年4月30日に49年度分の保険料を一括納付しているものの、払出時点において、申立期間のうち過年度納付が可能な48年4月から49年3月までの保険料については、過年度納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、保険料を納付したとする夫も、昭和49年3月以前の国民年金保険料は未納となることが確認できる上、夫からは当時の事情を聴取することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月

申立期間の国民年金保険料を納付したのは、A事業所に勤務していたときだった。年金の未納通知のはがきが届いたので、時間休を取り、B社会保険事務局C事務所（現在は、D年金事務所）へ行き支払った。平成15年の夏頃だった。

私がB社会保険事務局C事務所まで行ったのは、そのときが最初で最後であり、その場で未納期間が無いことを確認してもらい、親にも報告したのでよく覚えている。

間違いなく納めたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年に未納期間がある旨の通知（はがき）を受け取り、国民年金の空白期間があることを知らされたため、B社会保険事務局C事務所へ行き、申立期間の保険料として1万3,300円を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間は、未加入期間であることから、未納通知は発行されない上、国民年金保険料を納付したとする平成15年4月以降を基準とすると、既に時効が成立している期間であるため、この時点において当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、B社会保険事務局C事務所の窓口で納付したのは一回のみであると述べているところ、D年金事務所には、申立人が平成16年6月21日に15年3月の国民年金保険料1万3,300円を納付した領収（納付受託）済通知書が保管されていることから、申立人が納付したとする保険料は、申立期間のものではなく、同年3月の保険料であると推認される。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。